

私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会会則

(2003年2月21日制定)

(趣旨)

第1条 この会則は、私立大学図書館協会西地区部会各地区協議会細則第2条第1項に基づき設置された阪神地区協議会（以下「本会」という。）の組織、運営に関する事項を定める。

(組織)

第2条 本会は、大阪、兵庫、和歌山、1府2県の私立大学図書館協会加盟校で組織する。

(目的)

第3条 本会は、加盟校の発展と相互の協力を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 研究会・講習会等の開催に関する事業
- (2) 相互協力に関する事業
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を行うために、総会の議を経て細則を定めることができる。

(総会)

第5条 本会の定期総会は年2回とし、必要に応じて臨時総会を開催することができる。

2 総会では、本会の予算、決算、事業計画等の重要事項を審議する。

3 総会は加盟校の3分の2以上の出席（委任状を含む）をもって成立するものとする。

4 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または加盟校の3分の1以上の請求があるとき、開催するものとする。

第6条 総会の決議は、各校1票とし、議決は委任状を含め3分の2以上の賛成を必要とする。

(役員校)

第7条 本会に次の役員校を置き、会務の執行を行う。

- (1) 阪神地区協議会理事校
- (2) 阪神地区協議会監事校
- (3) 阪神地区研究会幹事校（正・副2校）
- (4) 阪神地区相互利用運営幹事校

2 役員校の任期は2年とする。

3 阪神地区協議会理事校は本会の代表校となる。

4 本会事務局は、阪神地区協議会理事校に置く。

(運営委員会)

第8条 本会に運営委員会を置き、会務の執行を円滑に行うための協議と立案を行う。

2 運営委員会は前条の役員校および次期理事校で組織し、委員長校には理事校を充てる。

第9条 運営委員会は、委員長校が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、原則として年2回以上開催するものとする。

3 委員長校は、委員の3分の1以上の請求があるときは、運営委員会を招集しなければならない。

4 運営委員の任期は2年とする。

(研究会・連絡会・委員会)

第10条 本会の事業を行うために次の研究会および連絡会、委員会を設置する。

(1) 阪神地区研究会

(2) 阪神地区相互利用担当者連絡会

2 前項第1号の研究会は阪神地区研究会幹事校が統括し、第2号の連絡会は阪神地区相互利用運営幹事校が統括する。

3 本会の事業を行う上で必要となる委員会は、総会の議を経て設置することができる。

(経費)

第11条 本会の経費は、加盟校から徴収する会費、部会交付金、およびその他の収入をもって充てる。

2 会費は私立大学図書館協会西地区部会阪神地区協議会細則第6条の定めるところによる。

(会計)

第12条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

第13条 本会の会計は、阪神地区協議会監事校の監査を経て、総会で承認を得なければならない。

(会則の改正)

第14条 この会則の改正は、総会の承認を必要とする。

附 則

1 この会則は、2003年4月1日から施行する。

2 この会則は、2014年4月1日から改定施行する。